

## 1 目的

直結増圧給水は、水道水の安定供給をしつつ直結給水の範囲を拡大することにより、貯水槽水道における衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用、安全でおいしい水の供給などを図り、需要者へのサービスの向上を目的とします。

## 2 申請方法

### 申請の流れ

#### (水圧調査)

直結増圧給水を受けようとする者(以下「申請者」という。)は協議に先立ち**直結増圧給水水圧調査申請書**を上下水道部に2部提出し、水圧調査を依頼します。

上下水道部は、この水圧調査申請書が提出されたとき、配水管平均動水圧、配水管最小動水圧、設計水圧、分岐可能口径、配水管を同申請書において申請者に回答します。

#### (設計協議)

申請者は水圧調査結果回答書により水圧条件が満たされた場合には、下記の書類を上下水道部に2部提出し設計水圧に基づいて協議を行うことができます。

- ・ **直結増圧給水協議申請書**
- ・ **位置図**
- ・ **配管平面図(口径・延長明記)**
- ・ **配管立面図(口径・延長明記)**
- ・ **水理計算書**
- ・ **その他必要書類(ポンプ仕様書など)**
- ・ **直結増圧給水水圧調査回答書の写し**
- ・ **直結増圧給水装置調書**
- ・ **既設給水設備調査報告書(既設の給水装置を使用する場合)**

#### (回答)

上下水道部は直結増圧給水の協議結果を、**直結増圧給水回答書**により、申請者あてに通知します。

#### (給水装置工事申し込み)

申請者は通常の申し込み書類の他に**定期点検業者選任届**を提出します。

#### (竣工検査)

「一宮市給水装置工事検査要綱」に基づき、検査を実施するとともに、検査の結果が不合格となった場合は、協議内容のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始は保留します。

#### (定期点検)

申請者は、減圧式逆流防止器が正常な逆流防止機能を維持するために、専門業者による定期点検(1年に1回実施)を申請者負担により行い、**減圧式逆流防止器定期点検報告書**を提出します。

申請者は**定期点検表**を上下水道部が報告を求める時いつでも提出できるように保管します。

**【注】**

設計内容の変更、あるいは協議以外の事項が発生した場合は、速やかに再度協議をしてください。尚、回答後 1 年以内に給水装置工事の申し込みがされない場合については、再度申請をしてください。

直結増圧ポンプの 1 次停止圧（吸込圧力 0.07Mpa）ならびに復帰圧（吸込圧力 0.1 Mpa）は、上下水道部職員の立会いのもと入力します。又、減圧式逆流防止器が正常に作動することも確認します。

平成 16 年 4 月 1 日施行

# 直結増圧給水フロー図

